

きょうと福祉倶楽部だより

2025年 12月

確定申告は高齢者にも役立ちます

介護保険を利用している高齢者の方々の中には確定申告をされていない方も多く伺っています。

市民税や所得税が付加されている方が確定申告をしないと取られなくて税金を支払わなければいけないだけで無く、課税されることで公的サービスの支援ができなくなるという不利も生じます。

生きていくために必要なサービスを確実に受けるためにも条件がある方は積極的に確定申告を行うことをお勧めします。

みなさんが利用可能な可能性が高い控除対象は要介護認定を受けている高齢者は何らかの心身機能の低下が認められる方です。

障害の程度をはかるために身体障害者手帳や精神保健福祉手帳が設けられています。

前者は心臓病や腎臓、視覚、聴覚、尿路変更や人工肛門、肢体不自由などの程度をはかるものです。後者は精神の障害についてはかるものです。

これらの手帳を所持していれば障害者控除の対象です。

障害者控除は区分によって控除額が異なります。

区分	控除額
障害者	27 万円
特別障害者	40 万円
同居居特別障害者	75 万円

(注) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族のうち、納税者自身、配偶者、その納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人です。



ご覧のように非常に多額の控除が申告によって受けられるのです。これは税金が安くなるだけではないのです。たとえば税額が安くなることで、税額で定められた地方自治体の福祉施策の利用が可能になったり、自己負担が減少することもあるのです。

でも、障害者手帳は持ってない……

障害者手帳があることで医療費の軽減、介護保険外の利用可能な福祉施設があります。手帳取得の利点は障害者控除だけではないのです。だから手帳保有が望ましいのですが、医師によっては記載になぜか協力していただけないこともありますので取得のハードルは高いとも言えます。

だけど手帳が無くとも控除が受けられることもあります。

それは市役所、町役場に「障害者控除対象者認定書」を発行してもらうことです。

その条件は障害者控除対象者の認定を受けたい年の 12 月 31 日時点（死亡の場合は死亡日）において、次の 2 つの要件に該当する方です。

1 要介護 1～5 の認定を受けた第 1 号被保険者

2 下表の基準のいずれかに該当する（要介護認定時の資料により判定します。）

障害者控除対象者認定基準表

区分	基準※1
障害者	要介護 1～5 準寝たきり状態で介護が必要な方 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ介護を必要とする方
特別障害者	要介護 4、5 寝たきり状態で常に介護が必要な方 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が頻繁に見られ常に介護を必要とする方 医師が発行した「おむつ使用証明書」の交付を受けている方※2

※1 要介護 1～5 の方は要介護認定（12月31日時点）の判定に使われた

主治医意見書や認定調査票をもとに認定します。

※2 申請時に医師が発行した「おむつ使用証明書」のコピーが必要になります。

物価高です。介護はより一層お金がかかります。介護の質を落とさないために使えるお金を増やしましょう。

